
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成29年5月10日
-No.195- 事務局：山口県消費生活センター

■「臨時福祉給付金」を装った振り込み詐欺に注意！ ■■■■■■■■

市町や厚生労働省の職員などをかたり、ATM の操作による振り込みや銀行口座番号等の個人情報を照会する不審電話が発生しています。

不審電話の内容：

- ・「給付金があるので、手数料をATMで振り込み手続きしてほしい」
- ・「給付金を支払うので口座番号を教えてください」
- ・「給付金の対象者となるので、返信用封筒に身分証と通帳のコピーを入れてほしい」

詳細については、別添ファイル「振り込み詐欺用チラシ」を参考にしてください。

■「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！ ■■■■■■■■

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして全国の消費生活センター等に寄せられた相談が今年3月下旬から急増しています。

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせたうえで、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。

「民事訴訟管理センター」へ連絡したところ、弁護士を名乗るものを紹介され、最終的にコンビニでプリペイドカードを購入して、お金を支払ってしまったという事例があります。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○国民生活センター 発表情報

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170501_1.html

■ライターの取り扱いに注意！ ■■■■■■■■

ライターの「残り火」とは、着火レバーから指を離しても火がついている状態のことです。

「事故情報データベース」によると、残り火が発生した可能性が考えられる事例は全国で206件報告されており、うち1件で死者が発生しています。

ライターは、使用後にそのまま衣類やバッグに入れたり、ベッドや車の助手席に置いたりすることが多いと考えられます。残り火があることも考えられることから、ライター使用後は残り火がないことを確認しましょう。

詳細については、下記情報を参考にしてください。

○東京都生活文化局消費生活部生活安全課

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/lighter-20170508.html>

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、別添の添付ファイルをご覧ください。

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>